

多監発第 20 号
令和 2 年 8 月 20 日

多良木町長 吉瀬 浩一郎 様

多良木町監査委員 牧 本 光 秋
多良木町監査委員 坂 口 幸 法

令和元年度多良木町財政健全化及び公営企業会計経営健全化審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年 7 月 21 日付けで審査を求められた令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率算定に関する書類について審査を終了したので、多良木町監査委員に関する条例第 7 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年度

多良木町財政健全化及び公営企業会計
経営健全化審査意見書

多良木町監査委員

令和元年度 多良木町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、多良木町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも概ね適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	—	15.0%	黒字であるため—で表示
②連結実質赤字比率	—	—	20.0%	黒字であるため—で表示
③実質公債費比率	9.1%	8.6%	25.0%	
④将来負担比率	49.3%	41.7%	350.0%	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は黒字となっており、早期健全化基準の15%と比較するとこれを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は黒字となっており、早期健全化基準の20%と比較するとこれを下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は8.6%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は41.7%となっており、早期健全化基準の350%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度 多良木町公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、多良木町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、令和元年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも概ね適正に作成されているものと認められる。

記

会計名称	平成 30 年度 資金不足比率	令和元年度 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
上水道事業会計	—	—	20.0%	黒字のため—で表示
下水道事業特別会計	—	—	20.0%	黒字のため—で表示

(2) 個別意見

実質的な資金不足比率は黒字となり、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態であると認められる。

なお上水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は 420.8%となっているが、実質的な資金不足額を把握するため令和元年度に償還した企業債の額を流動負債に参入して計算すると実質流動比率は 234.6%である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。